

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年6月8日京都市条例第5号）（環境局循環型社会推進部循環企画課）

本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿及び鍋，フライパン，やかんその他の小型の金属製の物を除く。）で，缶，ガラスびん等以外のものの収集，運搬及び処分について市長が指定する袋（以下「指定袋」といいます。）と引換えに徴収する手数料として，新たに，指定袋の容量20リットルにつき20円の手数料を定めることとしました。

この条例は，市規則で定める日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第5号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1本市が定期的に収集する一般廃棄物の項中「一般廃棄物」の右に「（ふん尿及び鍋，フライパン，やかんその他の小型の金属製の物を除く。）」を加え，「物（ふん尿及び鍋，フライパン，やかんその他の小型の金属製の物を除く。）」を「一般廃棄物」に，

「

指定袋の容量10リットル	10
--------------	----

」を

「

指定袋の容量10リットル	10
指定袋の容量20リットル	20

」に改める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)